

## 空き地活用住宅建設助成金制度内容について

この要綱は、震災により住宅を解体した後の更地が空き地のままにならないよう、住宅建設を促す助成金制度となっております。

住宅解体後の更地を売りたい方と買いたい方をマッチングする事業であり、住宅解体後の更地を購入（相続・贈与を除く）し、住宅を建設された方へ20万円の助成金が支給されます。※制度は令和2年度から4年度までとなっております。

### 【土地を売りたい方】

①安平町・厚真町移住定住支援サイトの物件情報に登録願います。

登録に必要な物として、登録承諾書、家屋のり災証明書（写し）、土地の全部事項証明書（写し）、土地の構図が分かるもの、土地の写真を下記の担当まで提出。

注）売買金額は、町で設定することはできませんので、ご理解ください。

注）不動産会社へ依頼している場合は、不動産会社で移住定住支援サイトに登録をしていただきます。登録際、り災証明書の写しを提出していただきます。

### ②移住定住支援サイトの流れ

ア. 登録の完了（掲載開始）

イ. 移住定住支援サイトを見た方より問い合わせ（土地所有者の連絡先を相手方へ）

ウ. 土地売買の交渉（個人又は不動産会社による仲介）

エ. 土地売買が完了

### 【土地を買いたい方】

#### ①土地売買までの流れ

ア. 移住定住支援サイトを閲覧。気になる土地があり役場へ問い合わせ

イ. 役場より所有者の連絡先を確認し、土地所有者へ連絡。

ウ. 土地売買の交渉（個人又は不動産会社による仲介）

エ. 土地売買が完了（相続・贈与は助成金対象外）

#### ②助成金受給までの流れ

ア. 該当する土地を購入し、住宅を建設

イ. 住宅建設が完了し、住宅の引き渡し（申請書に添付する書類が引き渡し後の書類）

ウ. 申請書及び必要書類

土地・建物の全部事項証明書の写し、建築基準法における検査済証の写し、建物工事請負書の写し、土地売買契約書の写し、世帯全員の住民票、確約書

エ. 提出書類審査後、町より申請者へ助成金20万円を支給。

安平町役場政策推進課 政策推進グループ（総合庁舎）

TEL 0145-22-2751（直通）

FAX 0145-22-2026